

困ったときは 一人で悩まず まず相談!

薩摩川内市消費者ホットライン 直通電話(23)0808

専門的な知識と経験を持つ相談員が消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあっせんなどを行っています。お気軽にご相談ください。

相談事例1

ある日、自宅に宅配便が届いた。何か届く予定はなかったが、自分宛てだったので開封してみると、中身は買った覚えのない商品だった。一緒に請求書が入っていたが、払わなければいけないのだろうか…。

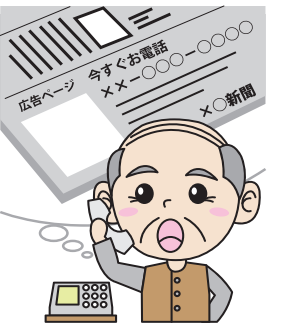


被害を防ぐポイント

受け取る前に送り主を確認しましょう。代理で受け取る時も、十分注意しましょう。代金引換で届いた場合は、一度お金を支払うと返金が難しくなってしまいます。

相談事例2

新聞に掲載されていた「10日間飲むだけで元気になる!」という健康食品の広告を見て、電話で購入の申し込みをした。1回だけの購入のつもりだったが、毎月送られてくるようになった。断りたいが業者に連絡がつかない。

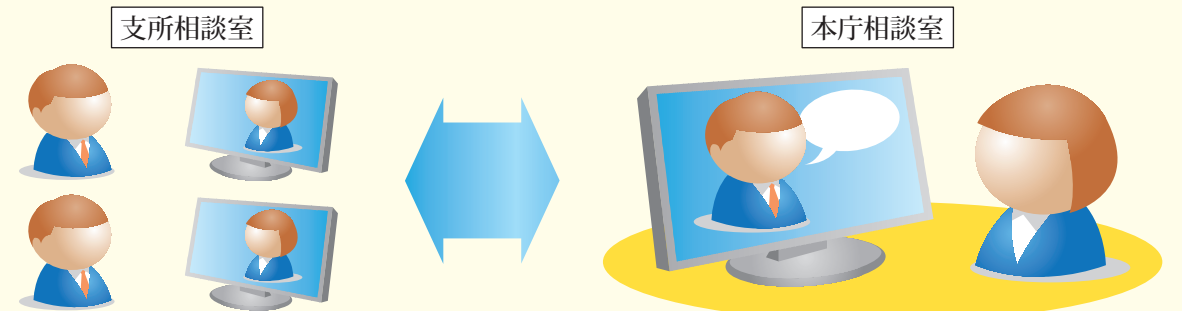


被害を防ぐポイント

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。ただし商品など返品可否や返品条件が申込書などに表示されていない場合は、商品を受け取った日から8日間は送料を購入者が負担し返品することができます。購入条件に毎月購入が記載されているものもありますので、申し込みは慎重に!

支所でも専門的相談が受けられます。

支所においてもテレビ会議システムを利用し、専門相談員が直接相談に応じます。(各支所市民生活課へお問い合わせください)



【申請・問合せ】=本庁市民課市民相談グループ ☎(23)5111(内線2562) および各支所市民生活課

みんなで防ごう! 「高齢者虐待」

近年、高齢化が急速に進行する中で、高齢者に対する身体的・心理的虐待などが家庭や施設などで表面化し、大きな社会問題となっています。

「高齢者虐待」とは

65歳以上の高齢者に対して、高齢者を現に養護している家族、親族、同居人、施設の職員などが行う次のような行為をいいます。

身体的虐待

- 殴る
- 蹴る
- つねる
- 無理やり食事を口に入れる
- 意思に反して身体を拘束する
- 外出を制限し、外部と接触させない など

介護・世話の放棄・放任

- 劣悪な住環境で生活させる
- 食事を与えない
- 入浴をさせない
- オムツを交換しない
- 受診させない など

心理的虐待

- 怒鳴りつける
- ののしる
- 悪口を言う
- 無視する
- 侮辱を込めて子どものように扱う など

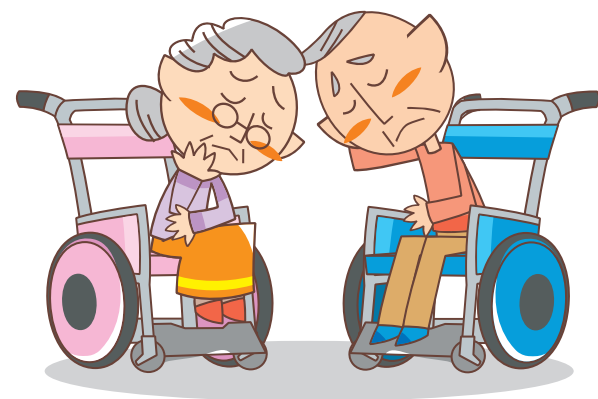
性的虐待

- わいせつな行為をする
- 本人の嫌がる性的行為を強要する
- 排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する など

経済的虐待

- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の年金や預貯金を勝手に使う
- 本人の自宅などを無断売却する など

虐待は、ひとつの種類が単発で発生するとは限らず、複数の虐待が同時に行われている場合があります。



「虐待かもしれない…」 と思ったら

市役所本庁高齢・介護福祉課および各支所市民生活課、地域包括支援センター、お近くの在宅介護支援センターにご相談ください。職員には守秘義務が課されていますので、安心してご相談いただけます。
*在宅介護支援センターの詳細は、広報薩摩川内6月10日号10ページに掲載してあります。

【問合せ】

- 本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉グループ ☎(23)5111(内線2673)
- および各支所市民生活課
- 薩摩川内市地域包括支援センター ☎(24)3331
- および各在宅介護支援センター